

令和6年監査公表第10号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和6年7月22日

半田市監査委員 沢田 清

住民監査請求について

令和6年5月20日付けで請求人から提出のありました、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（3枚）その2.」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■町■■丁目■■番地の■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和6年5月20日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和6年5月20日付け、「住民監査請求書（3枚）その2.」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めます。本件の陳述を求めます。

1. 請求の趣旨

請求人が令和6年3月18日付けで市に提出した4件の住民監査請求書を半田市は、令和6年5月16日付けの「住民監査請求について」で監査委員全員が規定により除斥されるので「監査することができない」あるいは「一部監査することができない」と請求人に通知してきました。半田市の上記の判断は、令和6年5月16日より前の日の監査委員（西川と岩田）をベースに行っています。しかし、令和6年5月16日時（書証1.～書証4.の発行日）の監査委員は西川と沢田ですので、西川が除斥されている場合は、沢田が判断することになります。従って、書証1.～書証4で「監査することができない」あるいは「一部監査することができない」との市の判断は違法であり、重大ミスです。この違法判断の責任は、市監査委員事務局の局長

(山田)です。局長のミスは、市長の責になります。局長に支給した給与1か月分相当の50万円を半田市長は、半田市に返納して、弁償するよう求めます。

*「住民監査請求書(3枚)その2.」の内、「2. 請求の理由」、「3. 証拠方法」、については、記載を省略している。

第2 監査の実施

請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和6年7月12日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨の陳述を受けた。

(陳述に出席した請求人) ■■■ ■■■

また、同日、「令和6年7月12日(金)午前9時からの請求人陳述」の提出があり、これを受理した。

第3 監査委員の判断

- 1 本住民監査請求において、「令和6年5月16日時の監査委員は西川と沢田ですので、西川が除斥されている場合は、沢田が判断することになります。」と記載されているが、当該住民監査請求は、そもそも一事不再理の原則によって監査請求を重ねて行うことは許されないとされているため、すでに回答した監査結果について再度監査結果を出す必要がないものである。それゆえ、対応に問題はない。
- 2 「住民監査請求に係る監査の結果について」の内容に関しては、既になされた住民監査請求を再度行うことの可否について、「法242条第1項の住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき、同条の2第2項第1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないものと解するのが相当である。」と判示(昭和62年2月20日最高裁判所判決)されている。
- 3 上述「第3 監査委員の判断 2」に記載のとおり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは、「一事不再理の原則」により、許されないものと解するのが相当である。

第4 結果

本住民監査請求については、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、請求人の主張する措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

以上